



SuMi TRUST 年金ニュース



(平成27年12月17日)

三井住友信託銀行 年金企画部

平成28年度税制改正大綱について（企業年金関係）

平成27年12月16日、自民・公明両党から「[平成28年度税制改正大綱](#)」が発表されました。大綱中の企業年金関連事項（主に確定給付企業年金制度（DB））について以下のとおり概要をご案内申し上げます。なお、大綱本文の抜粋は次ページに掲載しております。

(1) DBの拠出弾力化

- 現行制度では、債務を超える掛金の拠出は認められていないが、不況期等の掛金増加に繋がらないよう、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえた掛金（リスク対応掛金）の拠出を行うことのできる仕組み（＝拠出弾力化）を導入する。
- 当該掛金の拠出について、損金算入することが認められた。

(2) リスク分担型DB（所謂ハイブリッド年金）の創設

- 事業主が前記「リスク対応掛金」の拠出を行うことを活用し、将来発生するリスクをどのように分担するかあらかじめ労使合意により定めておく仕組み（リスク分担型DB（仮称））を創設する。
- 当該制度に係る掛金の拠出について、損金算入することが認められた。

※（1）DBの拠出弾力化及び（2）リスク分担型DBの創設は、平成27年9月11日に開催されました社会保障審議会企業年金部会（[平成27年9月11日付SuMiTRUST年金ニュース](#)）の議題として取り上げられております。

(3) 複数事業主で構成するDBの事業所脱退の特例

- 現行制度では、DB基金又は事業主が実施事業所を増減させようとする場合には、当該増減させようとする事業所の事業主及び労働組合等の同意を得なければならないとされているところ、DBを継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の承認を得ることで当該事業所の同意なしでDBから脱退させる特例制度を導入する。
- 当該特例により脱退するDBの実施事業所が一括拠出する掛金について損金算入することが認められた。

※（3）複数事業主で構成するDBの事業所脱退の特例は、国会審議中の確定拠出年金法等の改正法案（[平成27年4月6日付SuMiTRUST年金ニュース](#)）において盛り込まれている事項です。

◎ 平成28年度税制改正大綱中の企業年金に関する事項の抜粋

(1) 所得税・個人住民税

・確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の必要経費算入の対象に次の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る従業員の給与所得の金額の計算上、その掛金等を収入金額に算入しないこととするほか、確定給付企業年金法に基づく給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

- ①事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- ②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金に係るもの
- ③複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金

(2) 法人税

・確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の損金算入の対象に次の確定給付企業年金の掛金等を加えるとともに、その掛金等に係る積立金を退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加える。

- ①事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- ②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金に係るもの
- ③複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581